

1 開会

事務局：定刻となりましたので、ただ今から、令和2年度第1回京田辺市子ども・子育て会議を開催いたします。

2 委嘱状の交付

上村市長が、資料2のとおり、出席している委員に委嘱状を交付した。

3 市長あいさつ

上村市長が会議開会にあたり、あいさつを行った。

4 自己紹介

委員が自己紹介を行った。

市側の出席者は、司会が役職と氏名を読み上げ紹介した。

5 会長・副会長の選出

事務局が会長・副会長の互選について提案を行い、会長・副会長は提案どおり満場一致で選ばれた。

会長 塘 利枝子 委員

副会長 近江園 善一 委員

6 会長・副会長あいさつ

塘委員が会長就任にあたり、あいさつを行った。

近江園委員が副会長就任にあたり、あいさつを行った。

7 会議運営上の説明

(1) 会議録作成のため、レコーダー等で録音をする件

(2) 会議の公開を行う件

8 議題

(1) 子ども・子育て支援新制度の概要について

説明員：<資料6・資料7に基づき説明>

子ども・子育て支援新制度は、幼児教育、保育、地域の子ども・

子育て支援を総合的に進めるために平成27年4月に本格施行した。消費税の引き上げにより確保する財源を含め、追加の恒久財源を確保し、すべての子ども・子育て家庭を対象に幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図ることも目的としている。

主なポイントとしては、

- ①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設
 - ②認定こども園制度の改善
 - ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
 - ④市町村が実施主体
 - ⑤社会全体による費用負担
 - ⑥政府の推進体制
 - ⑦子ども・子育て会議の設置
- となっている。

資料7の4ページに新制度の概要を図で示している。図の左側「施設型給付」の枠の中に幼稚園・保育所・認定こども園が属する。下段は入所定員19人以下の施設となる「地域型保育給付」となる。

図の中央は、地域の実情に応じた子育て支援「地域子ども・子育て支援事業」があり、本市ではここに掲げている13事業、すべて実施している。右側は、国が主体となり行う事業で、企業とタイアップして「仕事と子育ての両立支援」がある。

「1号認定」とか「2号子ども」などは幼稚園・保育所・認定こども園を利用する子どもについて認定区分のことで、この区分により施設の利用が決まる。

1号認定こどもは、「満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの」と規定され、対象は幼稚園や認定こども園の幼稚園部分に通う子ども。

2号認定子どもは、「満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難あるもの」と規定され、対象は満3歳以上の保育所や認定こども園の保育所部分に通う子ども。

3号認定子どももは、「満3歳未満の小学校就学前の子どもであつて、家庭において必要な保育を受けることが困難あるもの」と規定され、対象は満3歳未満の保育所や認定こども園の保育所部分に通う子どもとなる。

2号・3号認定子どもの保育時間は、家庭において必要な保育を受けることが困難な時間によって、11時間の標準時間と8時間の短時間に分けている。

市町村に設置された子ども・子育て会議の役割として、市町村が教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」を策定・変更する際には、子ども・子育て会議の意見を聽かなければならないとされている。また、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び施策の実施状況について調査・審議することになっており、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく役割が期待されている。

会長：質疑はありませんか。

「なし」

(2) 第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画の概要について

説明員：<資料8・資料9に基づき説明>

資料8の2ページの上段に市町村子ども・子育て支援事業計画の目的が記載しており、「5年間の計画期間における幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援についての需給計画」とされている。市民の需要把握は現在の利用状況と利用希望となっている。利用希望は本市では「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施して把握を行っている。

利用状況と利用希望の量は、子ども・子育て支援事業計画では「量の見込み」とされ、「確保方策（確保の内容・実施時期）」とともに子ども・子育て支援事業計画に明記することになっている。「確保方策」のうち「確保の内容」は、幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業による確保の状況を記載することになっている。

確保方策より量の見込みの方が多い時は施設整備が必要となる。整備実施時期を含め、計画書に記載することになっている。

「第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画について」は、資料9と本日お配りしました「第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画」で説明をする。

計画策定の目的は、「子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画策定するもの」、「おおむね18歳未満のすべての子どもとその家族、地域などを対象に、子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するもの」としている。

計画の位置づけについては、計画書の名称は「第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画」としているが、4つの計画がこの一冊の計画書に溶け込んでいる。計画期間は令和2年度から6年度までの5年間となる。

資料9の2ページに体系図、3ページには計画書に掲載されている事業数を記載している。事業は、大きく分けて「重点事業」と「実施事業」に分け、さらに「重点事業」は「新規事業」「拡充事業」「事業」の3つに区分している。この「重点事業」には、計画の最終年度である令和6年度までに達成すべき目標を定めている。市は目標に対する事業の達成度を毎年点検し、その結果を子ども・子育て会議に報告し意見をいただく。

4ページが幼児期の学校教育・保育、いわゆる幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業の「需給計画」となる。

表の見方として、令和2年度、3号、1・2歳保育が必要の欄のニーズ量の見込みが578人。それに対して提供量、市が用意できる施設の定員数の合計が498人となっている。その差が-80人。これは計画上、1・2歳児の保育所は80人の待機児童が発生するという意味なる。

しかし、実際には待機児童はゼロである。このような状況になる原因は、まずニーズ量が高ぶって設定されていることで現実より

大きい量となっていることと、提供量についても認可された定員以上に子どもを受け入れる弾力化の運用をして受け皿の量を大きくしているためである。

なお、令和3年度に三山木中央地区に新設の認定こども園の開所、令和5年度には市立大住幼稚園の認定こども園への移行等を行うなどして提供量が増加させる。今後、計画どおり提供量を確保して、待機児童が発生したように進める。

5ページは「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策となる。表の見方は、基本的にはニーズ量に対する提供量を比較していただくことになる。いずれの事業もニーズ量以上の提供量を確保することでサービス提供が可能と考えている。

会長：質疑はありませんか。

「なし」

(3) 京田辺市子ども・子育て支援事業計画における「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」等の平成31年度／令和元年度の実施状況及び今後の方向性と確保方策について

事務局：<資料10に基づき説明>

資料10は、表紙に記載されている事業の昨年度実績をまとめたものとなる。

幼稚園・保育所は、平成31年度から新設の認定こども園の開園、既存保育園の認定こども園への移行があり、確保量が増やすことができ、幼稚園・保育所とも年度当初での待機児童の発生はなかった。

令和元年10月から、幼稚園・保育所との3歳以上の保育料の無償化事業を始めた。

新型コロナウイルス感染症では、幼稚園では3月3日から5月31日まで臨時休業をし、保育所では新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止ためできる限り家庭での保育をお願いし、欠席をされた方には保育料と給食費を返金した。

今後は令和3年度に三山木中央地区に新設の認定こども園の開所、令和5年度には市立大住幼稚園の認定こども園への移行等を行うなどし、提供量の確保に努める。

地域子ども・子育て支援事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年3月から施設の臨時休館や外出の自粛などにより利用実績数が減少した事業があった。しかし、それまでは概ね計画どおり事業を進めることができた。

今後は、令和3年度に三山木中央地区に新設の認定こども園の開所、令和5年度には市立大住幼稚園の認定こども園への移行に合わせて、時間外保育事業・留守家庭児童会・地域子育て支援センターなどの事業の拡大・拡充を進める。また、それ以外の事業についても拡充を図る。

市役所組織は、就学前教育・保育施策の一体的・総合的な展開を進めるため、輝くこども未来室に「保育所業務」と「幼稚園業務」を令和2年4月に統合・集約した。

会長：質疑はありませんか。

委員：松井ヶ丘幼稚園と松井ヶ丘保育園は近くにある。松井ヶ丘保育園は認定こども園に移行して幼稚園部分ができている。松井ヶ丘幼稚園は人数が少なくて、今年の入園児は13人。今後、どういう形で進められていくのか。子どもが少なくなっても存続されるのか、それとも一園に集約されるのか。

事務局：松井ヶ丘幼稚園の園児数が少ないのは事実。幼稚園と保育園とのバランスが悪いところが課題と思っている。取り組みを進めてもなかなか増えていかない。我々としては遜色のない運営をしているが、保護者が民間幼稚園を選択され通われる方が多い。今の時点では幼稚園を廃園する計画はない。ただ、今後の子どもの推移を見る必要はある。

委員：「廃園にはしないで」と思っている。

委員：今年の4月から輝くこども未来室に幼稚園と保育所を集約されたということ。幼稚園教育は教育委員会所管となるが、どのようにされているのか。

事務局：市長部局の輝くこども未来室が教育委員会の幼稚園業務を補助執行する形で、業務を進めている。

(4) 京田辺市子ども・子育て支援事業計画における重点事業の平成31年度／令和元年度の実績について

事務局：<資料11・12・13・14に基づき説明>

資料11・12・13は、昨年度に実施した「京田辺市子ども・子育て支援事業計画」に掲げられた重点事業の実績をまとめたもの。評価の対象としている重点事業数は50事業ある。各事業の達成状況に対する評価等を取りまとめたのが資料14である。資料14の1～6ページには基本目標ごとに各事業の目標達成状況を記載している。7ページには評価と検証を、そのうち目標達成ができなかった13事業については8ページ以降に、12ページに総括を記載している。

平成31年度／令和元年度の実績において「未達成」となった事業は次のことが原因と考えている。

◎新型コロナウイルス感染症が原因の事業

- ・子育てひろば事業
- ・なかよしクラブ

平成31年度／令和元年度の年度末にあたる令和2年2月から感染拡大防止対策を行った「新型コロナウイルス感染症」が原因とするもので、施設の休館や事業を中止したことから利用者の減少があり、目標値に達しなかった。

◎訪問できなかったことが原因の事業

- ・こんにちは赤ちゃん訪問事業

乳児の状況や家庭の都合により訪問できなかったことがあるため目標値の達成は困難であるが、すべての家庭の状況把握を行っている。引き続き、すべての家庭への訪問をめざす。

◎利用希望者が施設定員を上回っていることなどが原因の事業

- ・一時保育事業

日によって利用希望者が施設定員を上回ったことが原因である。加えて、キャンセル発生時の対応が難しく、結果、利用できない人が発生している。

◎社会状況の変化等によることが原因の事業

- ・いきいき健診（健康診査）
- ・健幸もりもりセミナー（健康教育）
- ・放課後子どもプラン

- ・子どもの居場所づくりの推進

国などにより事業内容が変更となったり、学校授業数の増加により開催できなかつたりして、目標値に達することはできなかつた。

- ◎市民ニーズの変化に十分対応できていないことが原因の事業

- ・児童館事業の充実

施設の利用者数が目標値に届かなかつた原因は、市民ニーズの把握の点で不十分であったことによる。利用者のニーズにあつた事業を行えるよう検討を進めます。なお、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、3月7日から3月31日まで児童館を閉所した事もあり、利用者が大幅に減少しました。

会長：質疑はありますか。

委員：こんにちは赤ちゃん訪問事業の目標は100パーセント。達成はできてないが、「すべての家庭の状況把握を行っている」と資料に書かれています。予防接種や健診で把握されていると思う。

実際、定期予防接種を受けられなかつたりして家庭の状況も把握しづらいお子さんは実際どの程度おられるのか。

事務局：訪問できていない家庭の理由は転出が主なものとなる。

委員：予防接種や健診の受診状況を見ていると100パーセントではないけど、ほとんどできている。概ね達成されていると言つていいのでは。

(5) 京田辺市子ども・子育て支援事業計画の成果について

事務局：<資料15に基づき説明>

本市はこれまで推進してきた「京田辺市次世代育成支援行動計画」を踏まえ、平成27年度から5年間を計画期間とする「京田辺市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定しました。

令和2年3月31日に京田辺市子ども・子育て支援事業計画が終期となつたことから、同計画に掲載されている「京田辺市子ども・子育て支援事業計画」、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」、「放課後こども総合プラン」について、計画期間の成果等を報告する。

◎京田辺市子ども・子育て支援事業計画

基本理念「みんなで子育て 子どもきらきら 京田辺一子どもの輝きが、全ての市民を結ぶー」を基に、3つの基本目標と8つの施策目標162の事業を位置づけ、子育て支援施策を総合的に進めてきた。

「基本目標Ⅰ 子どもを生み育てる喜びが実感できる環境づくり」では、仕事と子育てを両立するための施策の充実は重要な課題であり、また、子育てに対する不安やストレス等の軽減を図るため、この分野では「親（保護者）の支援」として事業を展開した。

主な取り組みとして、年々増加する保育ニーズに対応するため、保育所の移転・新築、幼保連携型認定こども園の開園などハード面の充実を図った。市立幼稚園での預かり保育の実施時間の延長・長期休業期間中の実施、留守家庭児童会の利用対象者の小学6年生まで拡大するなど、共働き家庭の子育て支援を行った。

新規事業として利用者支援事業「はぐはぐ」を開設し、保育コンシェルジュによる保育所入所に関する相談を始めた。平成29年度からは毎年、「子育て応援ガイドブック」を作成・発行し、情報提供や相談に応じた。

産前産後ホームヘルパー派遣事業、産前産後サポート事業や産後ケア事業による育児不安の解消のほか、平成31年4月には子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠から子育てまで切れ目のない総合的な支援を進める体制づくりに取り組んだ。

「基本目標Ⅱ こどもの笑顔があふれ、健やかに育つ環境づくり」では、「子どもの支援」として事業を展開した。

主な取り組みとして、三山木小学校の校舎の増築事業ほか、市立幼稚園の全保育室にエアコンを整備して子どもを健全に育成するための環境づくりを行った。普賢寺小学校ではコミュニティスクール制度を導入し、地域との協働による開かれた学校づくりを進めた。

児童虐待防止の取り組みをさらに進めるため、京田辺市要保護児童対策地域協議会の代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議等による情報共有を進め、児童相談所、医療機関をはじめ関係機関との連携による見守り体制の強化を図った。

乳児期の相談窓口として地域子育て支援センター等での子育て相談を始め、小・中学校でのカウンセラーや臨床心理士など専門家による相談体制を充実するとともに、生活困窮世帯の子どもの学習支援事業や適応指導教室「ポットラック」の移転・拡充を行った。

ひとり親家庭、障害のある児童に対する各種手当の支給や子育て医療費助成により、子育てにかかる経済的負担の軽減を行った。

「基本目標Ⅲ 子どもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり」では、「親・子どもを取り巻く環境整備」として、事業を開展した。

主な取り組みとして、子育て家庭の保護者と子どもの気軽な交流の場として、各地域で民生委員・児童委員が実施する「子育てサロン」活動に支援した。さらに、区・自治会による「子どもの居場所づくり」や「ふるさと体験学習」、地域の子ども会の育成等に取り組んだ。

◎教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子育て支援法に基づき策定したもので、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み（現在の利用状況+利用希望）」と「確保方策（確保の内容+実施時期）」を記載している。

本市ではこの計画を策定するにあたり、「就学前児童の保護者」と「就学児童の保護者」を対象に、それぞれ1,500人に市民ニーズ調査を実施した。回収率は両調査とも68パーセントを超え、基礎資料としては精度の高いものが得られた。

しかし、平成 29 年度には保育所において、年度当初に 140 人の待機児童が発生した。これは大規模住宅地の開発が進み多くの子育て世代が転入された年であったことと、保育士が確保ができなかつたことによる。なお、これ以降は、保育士の確保も積極的に進め、児童の受け皿となる施設整備を進めたことで、年度当初における待機児童の発生はない。

「利用者支援事業」においては、計画では「特定型」のみ実施だったが、計画期間の途中である平成 31 年度から「母子保健型」を併設し、事業の充実を図った。

その他の事業についても、概ね順調に進めることができた。

◎放課後子ども総合プラン

地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進めるため、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則として、すべての小学校区において、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策として放課後子ども総合プランを推進するもの。

計画期間中の平成 30 年度までは、野外活動センターと市内全 9 小学校で実施し約 100 日程度の開催あったが、令和元年度においては実施小学校が 6 小学校になり、開催日も半減となった。これは、学校の授業時間増加によるものと考えており、今後、学校の状況に合わせた内容を検討していく。

会長：質疑はありませんか。

委員：資料 15 の 3 ページの利用者支援事業で、「計画では特定型のみの実施ではありましたが、計画期間の途中である平成 31 年度から「母子保健型」を併設し」とあるが、「母子保健型」とは何か。

事務局：特定型は情報を提供したりコンシェルジュがアドバイスしたりする事業。母子保健型は平成 31 年度に子育て世代包括支援センターの設置と同時に併設している。

子育て世代包括支援センター設置する時に専任の相談員を配置した上で、母子保健サービスを展開するにあたって妊娠時から積

極的に関わっていってその方の見通しであるとかを助言をして
いる。

委 員：放課後こども総合プランは国の事業であると思うが、どのような
事業か。

事務局：資料 1 1 の 5 ページをご覧ください。学童保育と放課後子ども教室の 2 つの事業のことを示している。学童保育は放課後に保育に欠ける子どもたちを預かる事業。放課後子ども教室は保育に欠ける、欠けないにかかわらず、子どもたちを集める事業。資料にあるように各小学校区と野外活動センターで月 1 回程度開催している。

(6) その他

会 長：この際、聞いておくことがあればどうぞ。

委 員：私は小学生と就学前の子どもを育てている。共働きで、土日に遊ぶ場があったらいいなと。田辺公園が拡張されるという話しがあって、子ども・子育て会議で遊び環境の評価できる機会があれば。

事務局：意見を言っていただければ反映できると思う。

田辺公園については「農福連携」という考え方の中で、障がい者の方の参画を基本コンセプトとして、現在計画段階にある。

委 員：学童保育事業。実際の利用者の意見を聞くと「時間的に厳しい」と。京田辺は何時まで行っているのか。受け入れ量的・質的にも O K なのか。

事務局：午後 6 時 30 分まで開設している。保育所は午後 7 時までなのギヤップがある。課題があると認識している。

委 員：子どもを育てておられる方への勤務時間に配慮していかなければならない。

委 員：狭い道路が多くて、危ないなど感じることもある。昨年度、亡くなられた方はいらっしゃるのか。

事務局：子どもたちが犠牲になったようなことは聞いていないので、ゼロだろうと。

委 員：「飛び出し注意」という看板がある。「○○○小 P T A」と書いてある。個人的に危険なところに掲出したい。

委 員：警察では看板の配布はしていない。道路に設置する場合は、一度

交通課に相談していただきたい。

事務局：交通安全看板については、PTAや区・自治会等で協議をいただいて、市へ要望をしていただいている。

委 員：小学校はコロナの関係で3か月休業した。保護者は仕事が休めなくて留守家庭児童会が開く夕方までの間、預かり教室を開催して子どもを預かってきた。

今後のこともあり、体制や担当を考えておくべきではと思っている。

委 員：交通安全関係。自転車の走る方向は車と同じ方向。交通ルールをさほど意識されていない。啓発が必要では。

事務局：第2期子ども・子育て支援事業計画の112ページと113ページに、交通安全と自転車の事業を掲載している。

本市はツアーオブジャパンという自転車競技が開催されるまちで、その関係で事業を行っている。重点事業なので目標が設定されている。また、田辺警察署と一緒に交通安全教室を開催することになっている。

交通安全の啓発については、児童館でも行っている。

また、各学校においても、警察と連携して実施している。

会 長：事務局からよろしくお願いします。

事務局：次回の会議は令和3年3月下旬の開催となる。日が決まり次第、正式な通知をさせていただく。

会 長：以上で本日予定しておりました議題についての協議はすべて終了しました。

これをもちまして、事務局に進行を返します。

9 閉会

事務局：本日の議事はすべて終了しました。これで、令和2年度第1回京田辺市子ども・子育て会議を閉会します。